

事業所名	特別養護老人ホームあたかの郷		
事業の種類	介護老人福祉施設	介護保険事業所番号 1770300059	
事業所の所在地	石川県小松市安宅町ル1番地28		
管理者	施設長	定員	100名
連絡先	TEL 0761-24-8800 FAX 0761-24-8803		
運営方針	1 施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにする。 2 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスを提供する。		
サービス内容	施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。		
従業者の職種、員数	施設長 1人、医師 1人以上、生活相談員 1人以上、介護職員又は看護職員 34人以上(常勤換算で短期入所事業と合わせた数。ただし、この内看護職員は常勤換算で3人以上)、管理栄養士 1人以上、機能訓練指導員 1人以上、介護支援専門員 1人以上		
従業者の勤務体制 (短期入所と合わせた数)	早出	6:00~15:00	4名
	日勤	8:15~17:15	4名
	遅出	11:00~20:00	14名
		12:30~21:30	
	準夜勤	15:00~24:00	4名
	夜勤	0:00~9:15	4名
事故発生時の対応方法	1 施設サービスの提供により事故が発生した場合には、入居者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。 2 施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。		
協力医療機関	医療法人社団さくら会 森田病院 小松市園町ホ99番地1 整形外科・内科・神経内科・外科・胃腸科・肛門科・麻酔科 脳神経外科・眼科・リハビリテーション科 本村歯科医院 小松市竜助町5		

利用料	1 介護保険給付対象となるサービスに係る費用 (負担額は総単位数に1単位の単価10円を乗じた額の1~3割) ※1の総単位数(月)に17.6%を乗じた単位数を「介護職員等処遇改善加算I口」として算定する。 ① 基本介護サービス費(単位/1日あたり) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>要介護1</td> <td>要介護2</td> <td>要介護3</td> <td>要介護4</td> <td>要介護5</td> </tr> <tr> <td>589</td> <td>659</td> <td>732</td> <td>802</td> <td>871</td> </tr> </table> ② 施設体制に係る加算 看護体制加算I 4単位/日、協力医療機関連携加算: 50単位/月 日常生活継続支援加算 36単位/日、個別機能訓練加算I 12単位/日 夜勤職員配置加算III 16単位/日、生産性向上推進体制加算II 10単位/月 ③ 個々の入居者に係る加算(1日あたり) ・初期加算: 30単位(入居時及び入院後の再入居時の30日間) ・外泊時費用: 上記①の金額に代えて246単位(1月に6日まで) ・療養食加算: 6単位/食 ・退所時栄養情報連携加算: 70単位/回 ・退所時情報提供加算: 250単位/回 ・退所時相談援助加算: 400単位/回 ・退所前(後)訪問相談援助加算: 各460単位/回 ・退所前連携加算: 500単位/回 ・褥瘡マネジメント加算: I 3単位/月、II 13単位/月 ・排せつ支援加算: I 10単位/月、II 15単位/月、III 20単位/月 ④ その他の加算 ・安全対策体制加算: 20単位/回(入所時に1回まで) ・看取り介護加算I: 72単位/日(死亡日45日前~31日前), 144単位(30日前~4日前), 680単位(前々日、前日), 1,280単位(死亡日) 2 介護保険給付対象とならないサービスに係る料金 ① 食事の提供に要する費用 1日あたり1,562円 ※但し介護保険負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載された額を負担 ② 居住に要する費用 多床室 1日あたり1,090円 従来型個室 1日あたり1,410円 ※但し介護保険負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載された額を負担 ③ 教養娯楽費(ご希望による趣味、サークル活動等): 実費 ④ 健康管理費(インフルエンザ予防接種等に係る費用): 実費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	589	659	732	802	871
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5							
589	659	732	802	871							
苦情受付の体制	1 当事業所における苦情の受付《TEL0761-24-8800》 ① 苦情解決責任者: 施設長 ② 苦情受付担当者: 生活相談員 ③ 第三者委員: 社会福祉法人あさひ会評議員 2 当事業所以外の苦情申し立て窓口 ① 石川県福祉サービス運営適正化委員会 《TEL076-234-2556》 ② 石川県国民健康保険団体連合会 《TEL076-231-1110》 ③ 小松市長寿介護課 《TEL0761-24-8149》										